

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内 容 による 分類	装 備 品 等 仕 様 書	
	性 質 による 分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又 は 件 名	会議用テーブル及び椅子 の取得, 設置及び撤去	入基LP S-Q-7 1 0 5 3	
		承 認	令和8年 8月 5日
		作 成	令和8年 8月 3日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		要求部隊等名	中部航空警戒管制団司令部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊入間基地で使用する会議用テーブル及び椅子（以下、製品という。）の取得、設置及び撤去（以下、役務という。）について規定する。

1.2 一般事項

- この役務に関する全責任は、契約の相手方が有する。
- この役務に関する事項において、調整が必要な場合には、監督官と調整する。
- この役務の作業にあたっては、監督官の指示に従い実施する。

2 履行場所

調達要領指定書に示す。

3 製品に関する要求

調達要領指定書に示す。

4 役務に関する要求

調達要領指定書に示す。

5 発生屑の処理

本件により生じた発生屑は、“廃棄物処理及び清掃に関する法律”及び“再生資源の利用の促進に関する法律”並びにその他関係法令に従い、適切に処理する。

6 監督及び検査

監督及び検査は、契約担当官が定める監督・検査実施要領に基づき実施する。

7 品質保証

契約の相手方は、品質保証に関して12か月の保証を有する。

8 安全管理

8.1 役務履行中において、官側の建物又は物品に損害を与えた場合は、速やかに監督官に報告するとともに契約の相手方の責において処置、修復を行う。

8.2 役務履行中に発生した災害又は作業員の負傷については、官側は補償及び責任は負わない。

9 その他の事項

9.1 基地内共通事項

契約の相手方は、基地において法令及び基地で定めた規則を遵守し行動する。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は監督官及び検査官（以下、監督官等という。）の指示に従う。

- 履行場所において基地の電力及び給水を使用する場合は、官側の支援を受けることができる。細部は契約担当官と調整する。

品名又は件名	会議用テーブル及び椅子の取得, 設置及び撤去
--------	------------------------

- b) 基地及び基地の施設への立ち入りに関し, 規則に基づく所要の手続きを実施し, 基地司令の許可を受ける。
- c) 基地において必要な場所以外への立入りは行わないほか, 細部は監督官等の指示に従う。
- d) 携帯電話は車内及び建物の指定場所に保管し, 履行場所へ持ち込まない。また, 通話及び操作は, 指定された場所で行う。
- e) 契約の相手方は, 基地内で知り得た情報について, 第三者に漏らしてはならない。
- f) 契約の相手方は, 基地内における写真撮影について契約の履行に必要な場合及び必要な内容のみとし, 監督官等の許可を得る。また, 写真, フィルム及びデータについては, 監督官等へ提出後, 完全に消去し, 保持しない。
- g) 契約の相手方は, 役務に関するデータについて, ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用し, 必要書類の提出後, 当該データを消去し, 当該データを保持しない。

9.2 その他

この仕様書に記載されていない事項で, 関連法令等上, 当然実施しなければならない事項については, 契約の相手方が関連法令等に基づき実施する。その際, 疑義が生じた場合は, 契約担当官と調整のうえ指示を受ける。

10 問い合わせ

調達要領指定書に示す。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	30137
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年8月29日
	作 成 部 課	中部航空警戒管制団司令部
	作 成 年 月 日	令和8年 8月 3日
件 名	会議用テーブル及び椅子の取得, 設置及び撤去	
仕 様 書 番 号	入基LPS-Q-71053	

指定事項：

2 履行場所

航空自衛隊入間基地1号庁舎（図1～図4のとおり。）

3 製品に関する要求

この仕様書で取得する製品の品名、規格、数量及び設置場所は表1による。

表－1 品名、規格、数量及び設置場所

項 目	品名	規格	数量	設置場所
1	会議テーブル1	T-16710616／カリモク 又は同等以上のもの （他社の製品を含む。） 色：ブラウン	2台	図3のとおり
2	会議テーブル2	T-24000616／カリモク 又は同等以上のもの （他社の製品を含む。） 色：ブラウン	4台	図3のとおり
3	椅子3	CR-GA2469F6L7E6 -W／コクヨ 又は同等以上のもの （他社の製品を含む。） 色：ブラック	2台	図3のとおり
4	椅子4	CR-GA2515E6GME6 -W／コクヨ 又は同等以上のもの （他社の製品を含む。） 色：ブラック	8台	図3のとおり

4 役務に関する要求

4.1 撤去の対象となる製品の品名、規格及び数量は表1による。

表2 品名、規格及び数量

項目	品名	規格	数量	撤去品既存 配置場所
1	会議用机丸形タイプ	W3,660×D4,830× H700 (mm)	1式	図4のとおり
2	椅子1	W660×D620× H1,030 (mm)	2台	図4のとおり
3	椅子2	W630×D540× H840 (mm)	8台	図4のとおり

4.2 細部要領

- 契約の相手方は作業前日までに作業に必要な空間を監督官と調整する。その際、役務場所の作業の妨げになる備品は官側で移動する。
- 撤去作業は、令和8年11月30日までの平日0830～1700に実施し、細部は監督官と事前に調整する。
- 撤去物集積場への運搬は、撤去後から令和8年11月30日までの平日0830～1700に実施し、細部は監督官と事前に調整する。
- 撤去運搬作業は、監督官と調整し、図1に示す撤去物集積場へ運搬する。
- 設置作業は、撤去物集積場への運搬後から令和8年11月30日までの平日0830～1700に実施し、細部は監督官と事前に調整する。
- 施設に損傷を与えないよう、必要であれば養生の処置を行う。
- 撤去及び設置に必要な工具及び資材は、契約の相手方が準備する。
- 撤去及び設置後については、監督官の確認を受ける。
- その他細部事項は、監督官の指示による。

4.3 役務の一時中止及び履行期限の変更

不測の事態により役務の一時中止及び履行期限の変更が必要となった場合、監督官と協議のうえ指示を受ける。

10 問い合わせ

この仕様書の問い合わせ及び監督官との調整は、中部航空警戒管制団司令部防衛部通信電子班（電話番号04-2953-6131 内線2332）とする。

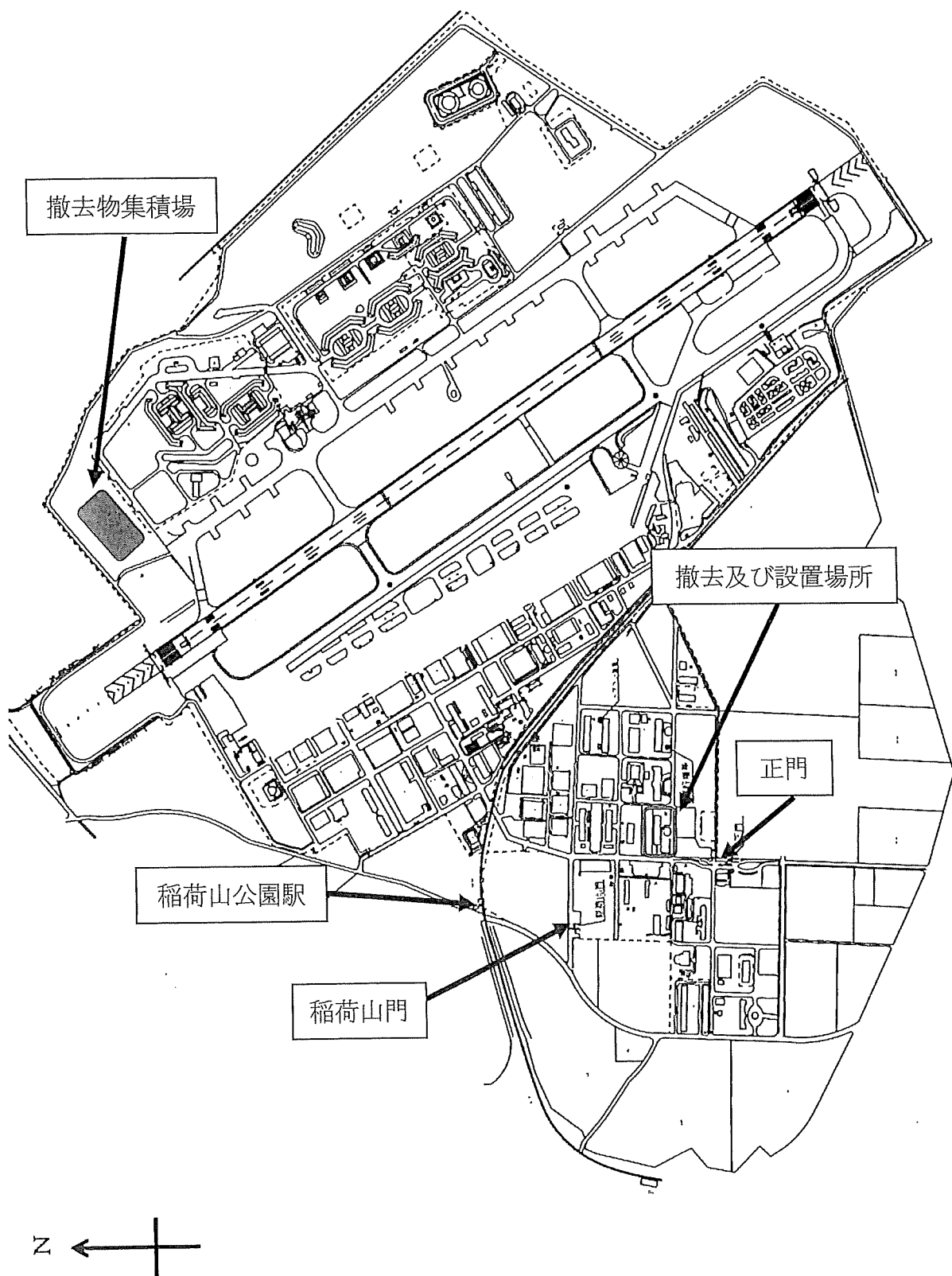


図1－履行場所

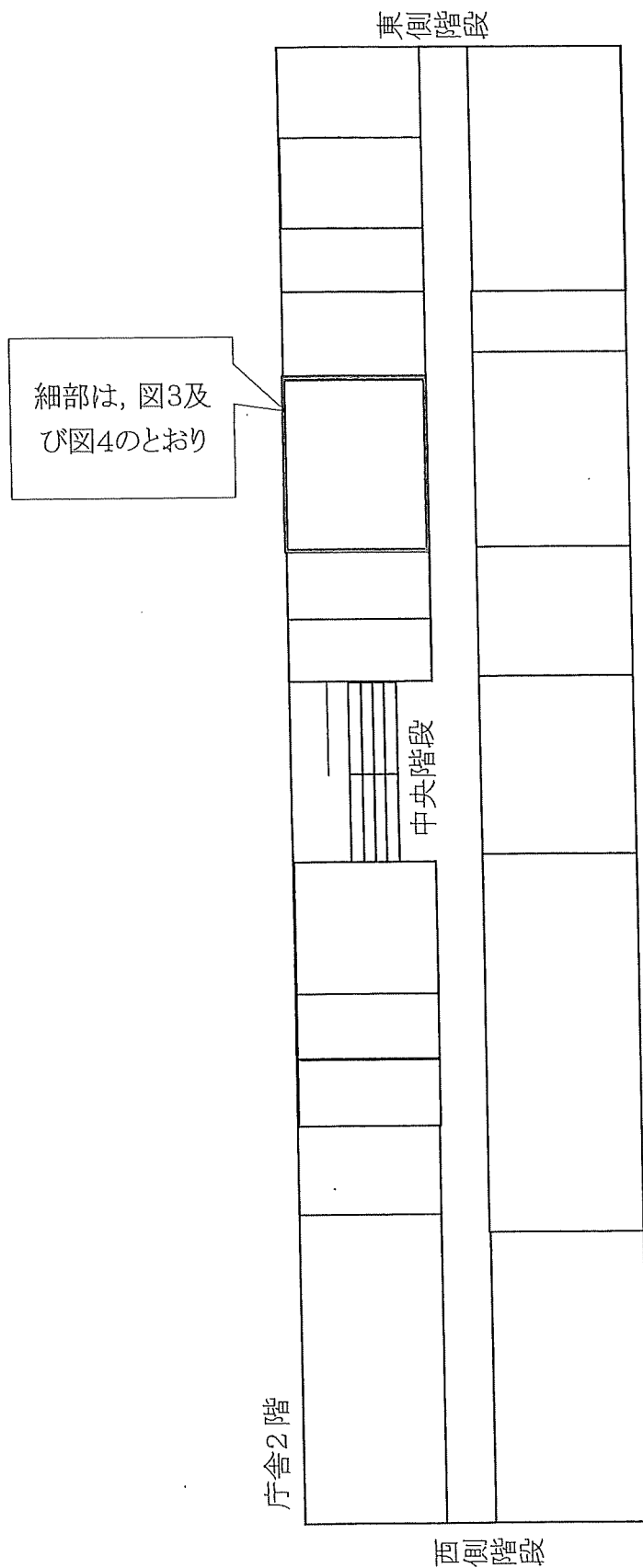


図2 一履行場所

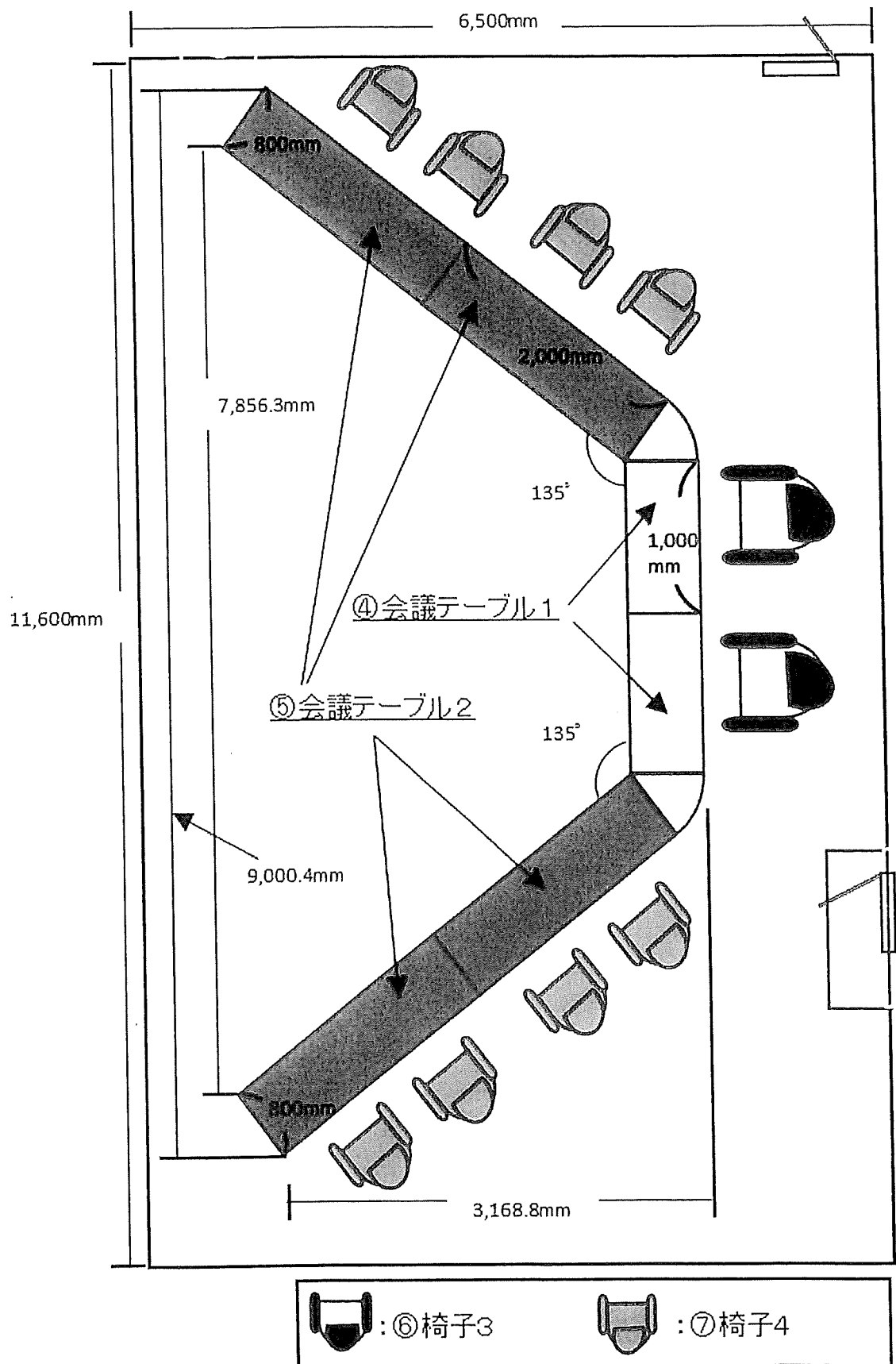


図3－履行場所（設置配置図）

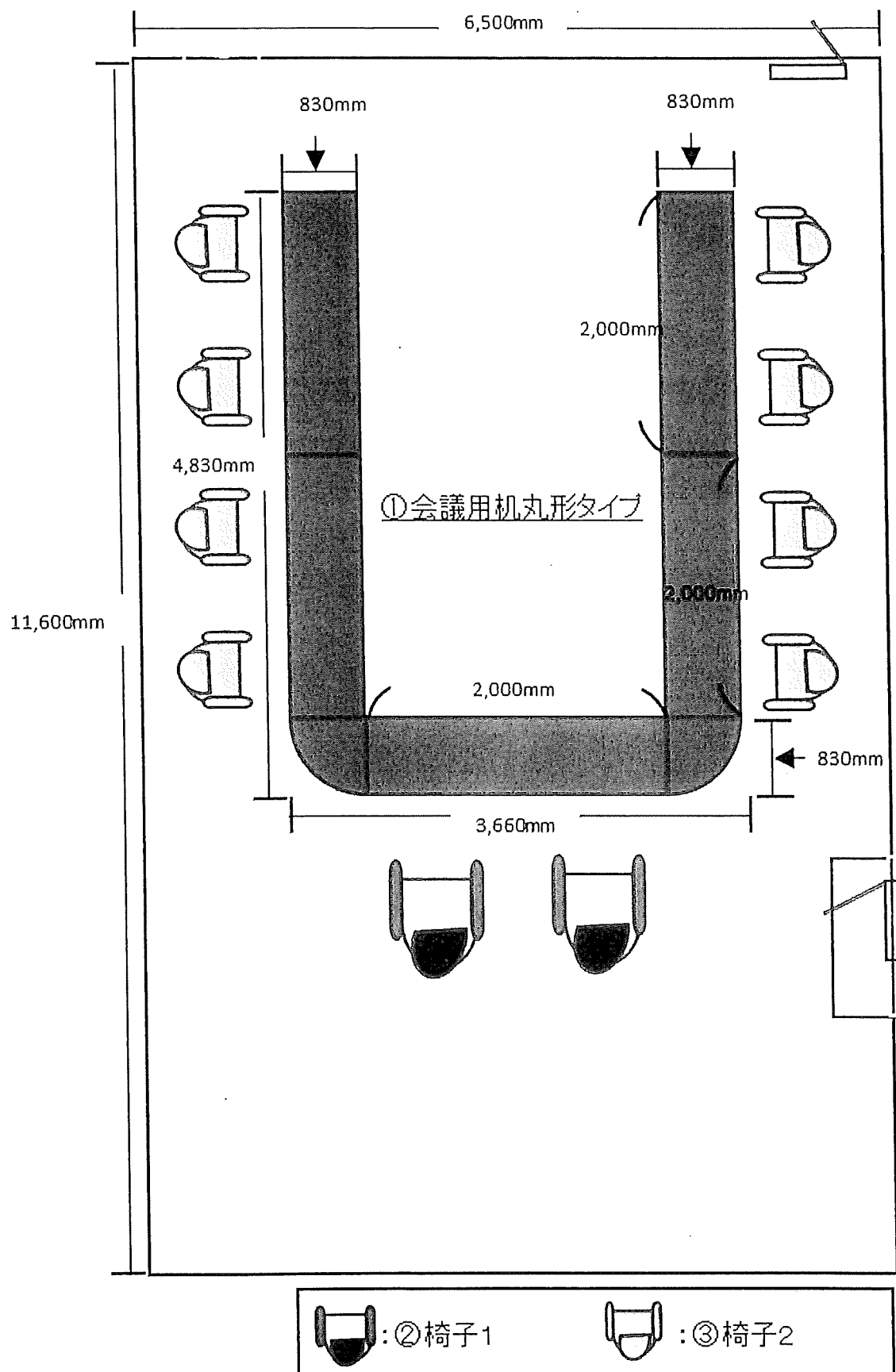


図4－履行場所（既存配置図）